

電子提供措置の開始日2026年9月7日

第59回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

連	結	注	記	表
個	別	注	記	表

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

第一カッター興業株式会社

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号、及び会社法施行規則第100条第1項、同条第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

（１）取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が法令及び定款・規程並びに企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- ② 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に従い、法令に定める職務のほか、経営基本方針・経営戦略その他重要な業務意思決定を行う。また、取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性を確保するため、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 取締役の職務執行の状況は、監査役監査規程に従い、監査役会による監査を受ける。
- ④ 社会の秩序を乱し、企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他関係を一切持たない。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」を設け、組織的又は個人的な法令等違反に関する役員及び従業員からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図る。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の重要な文書（電磁的記録を含む。）等は、法令及び文書保存規程に従い、関係する資料とあわせて適切に保存・管理するものとするとともに、必要に応じて取締役及び監査役による閲覧に供する。

取締役会議事録、株主総会議事録、社内の重要な会議体の議事録、契約書、稟議書等

- ② 「企業機密管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に基づき、機密情報の管理を徹底するとともに、適時開示すべき情報については積極的に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」及び「情報システム管理規程」を制定し、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- ② 内部監査室は、リスク・アプローチに基づく監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役役に報告し、適切な措置をとる。
- ③ 当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、代表取締役役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部アドバイザーと連携して、速やかな対応を取り、被害を最小限にとどめる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、週に1回執行役員を加えたミーティングを開催する。
- ② 取締役会にて決定された事項を執行するために、本部長、支店長、営業所長及び部長からなる合同会議を定期的に開催する。
- ③ 必要に応じて、組織規程及び業務分掌規程を見直し、各取締役における職務執行の効率化を図る。
- ④ 中期経営計画及び年次予算を策定し、毎月予算実績管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「内部通報者保護規程」を設け、使用人は、法令及び社内規程その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見又は自らの不注意により行った場合は、速やかに内部監査室に報告する。報告・相談を受けた内部監査室は、報告・相談者の氏名等については、本人の了解なく明らかにしない。また、報告・相談者が報告・相談したことにより、不利益を被らないようにする。
- ② 内部監査室は、使用人の職務執行について定期的に内部監査を実施し、是正措置を勧告するとともに、代表取締役社長及び監査役に活動状況を報告する。
- ③ 管理本部が中心となり、コンプライアンスの教育を行い、使用人のコンプライアンス意識の向上に努める。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ会社管理規程」を制定し、子会社の経営内容の把握及び内部統制の整備を行う。

- ② 内部監査室は、子会社における業務の適正化を図るため、子会社の内部監査を行う。
 - ③ 当社の役員又は使用人を子会社の取締役、監査役として派遣し、子会社の業務執行、監査を行う。
 - ④ 子会社の経営戦略、業務執行に係る重要な意思決定及び業務執行の状況について、毎月定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。
 - ⑤ 当社に「グループ会社内部通報者保護規程」を設け、内部通報を受け付ける制度を運用する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は、速やかに当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
 - ② 監査役補助者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「当社グループの取締役及び使用人等」という。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の監査役は、取締役会、合同会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告できる機会を設ける。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人等は、当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、直ちに監査役会に報告する。
 - ③ 当社の監査役は、独立性を保ち、いつでも必要に応じて、各部署に赴き、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った者に対し、不利益な処遇及び不当な処分等の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底する。
 - ② 内部通報制度を利用した者を含め、当社の監査役へ報告を行った者は、不利な取扱いを一切受けず、また、不利な取扱いを行った者は、就業規則により懲戒に処する。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用及び専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。
 - ③ 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、所定の手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。
- (11) 財務報告に係る信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を評価するとともに、不備が発見された場合には、必要な是正措置を取り、経営の公正性・透明性の確保に努める。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と内部監査室、会計監査人の相互連携により、監査役監査の実効性を確保するとともに、社外監査役と常勤監査役との情報共有を図ることにより、外部の視点からの経営監視機能を確保する。
 - ② 内部監査室は、監査役会の要請に従い、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
 - ③ 社外監査役として、企業法務や会計に精通した専門家を招聘し、取締役等業務執行者からの独立性を確保する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況
- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
 - ② 当社は、「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力との関係断絶を明記し、コンプライアンス研修を通じて、役員及び使用人にこれを周知徹底する。

- ③ 反社会的勢力に対する対応の主管部署を管理本部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備する。
- ④ 取締役及び使用人は、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、主管部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期において、当社及び当社子会社の社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社グループが実施いたしました業務の適正を確保するための体制の運用状況については、主として以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

当期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、次のとおりであります。

取締役会は17回開催され、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実に努めました。また、監査役会は13回開催され、社外監査役も常時出席しました。その他、グループ会社会議や営業会議等により、当社グループにおける業務の適正を確保するための情報交換等を行いました。

(2) 当社及び当社子会社におけるリスクマネジメント

従来より、当社グループでは、それぞれ災害時緊急連絡網や安否確認システム等を活用しており、緊急時に情報を共有できる体制を構築しております。

また、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を1回開催し、識別したリスクに対して評価及び対応策の検討を行うとともに、リスクの軽減に努めました。

加えて、外部コンサルタント起用による内部監査規程・要綱の見直し、子会社の業務フロー評価・管理規程の見直し、並びに親会社からの派遣役員による子会社に対する適法性・妥当性の監督の充実に努めました。

内部通報制度につきましても、通報窓口を社内・社外の2系統とし、制度の周知徹底も行いました。

(3) コンプライアンスに関する取組み

「コンプライアンスを真ん中に置く企業文化を創る」ため、コンプライアンス基本理念及び行動指針の策定に取組むとともに、企業風土を改善し、グループ全

体で心理的安全性を高めるため、ストレスチェックアンケートやハラスメントアンケート等を実施しております。

また、当社グループの役員及び従業員に対して、外部講師による役職別研修や階層別の研修を実施することで、グループ全体としてのガバナンス・コンプライアンスに対する意識向上に努めてまいりました。

(4) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社グループの重要な事業拠点及び重要な業務プロセス等に対して、内部統制評価を実施し、内部統制の目的の1つである「財務報告の信頼性」の確保に努めました。

(5) 内部監査の実施

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及び当社子会社の重要な拠点について、内部監査を実施いたしました。

(6) 反社会的勢力排除に関する取組み

当期において、「反社会的勢力排除規程」における基本的な考え方を再確認し、当社グループが事業を継続するうえで、当社グループ内の役員及び従業員に周知徹底するのみならず、お取引先様等当社グループの外部者に対しても、反社会的勢力との関係断絶を明記するなどの取組みを行いました。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び名称

イ. 連結子会社の数 4 社

ロ. 連結子会社の名称

株式会社ウォールカッティング工業

株式会社新伸興業

株式会社アシレ

株式会社ユニパック

②非連結子会社の名称等

イ. 非連結子会社の数 1 社

ロ. 非連結子会社の名称

株式会社旭陽アクアレック

ハ. 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び名称

イ. 持分法を適用した関連会社の数 2社

ロ. 持分法を適用した関連会社の名称

ダイヤモンド機工株式会社

株式会社MTN

②持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

イ. 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社旭陽アクアレック

ロ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても金額的重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券

原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

(a) 未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(b) 材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異の表示方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したとき又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

工事事業に係る収益

切断・穿孔工事をはじめとする工事事業については、総合建設業者、道路建設業者及び設備業者等の民間企業から、主に専門工事業者として、請負契約に基づき切断・穿孔等工事を施工することが履行義務となります。

工事事業に係る収益は、各現場で工事が進行するにつれて履行義務が充足されるものであるため、一定の期間にわたり、履行義務の完全な充足に向けた合理的な進捗度に基づき、収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い工事については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、7年間で均等償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動資産の「受取手形・完成工事未収入金」に含めて表示していました「電子記録債権」は、当連結会計年度において明瞭性を高めるため、区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,385,642千円
- (2) 受取手形・完成工事未収入金及び電子記
録債権のうち、顧客との契約から生じた
債権の金額 2,356,122千円
- (3) 受取手形・完成工事未収入金及び電子記
録債権のうち、契約資産の金額 1,233,765千円
- (4) 流動負債「その他」のうち、
契約負債の金額 67,094千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,000,000		—		—	12,000,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	751,287		6,740		6,634	751,393

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

持分法適用会社の保有する親会社株式の変動による増加 6,740株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 6,634株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	459,670千円	40円	2025年6月30日	2025年9月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年9月29日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2026年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	517,427千円	45円	2026年6月30日	2026年9月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営活動に必要な資金を概ね自己資金により賄っております。

金融商品に関しましては、本業への経営資源の集中投下の観点から、純投資目的の金融商品は原則として保有しないこととしております。

なお、例外として純投資目的の金融商品を保有する場合には、全て経営上その必要性及び合理性等を取締役に諮り、取締役会にて決定するものとしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、各事業所の管理部門において、売掛債権の年齢調べを行い、債権の回収状況を定期的に本社の管理部門に報告しております。

また、新規取引の開始に当たっては、請負工事代金が一定額を超える場合等は、与信調査を行い、一定期間取引の途絶した取引先についても、取引の再開に際しては与信調査を行うものとしております。

さらに、上記の定めによらず、信用悪化の情報を入手した場合には、適宜与信調査を行うものとしております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月に2回、各事業所からの報告に基づく資金残高表を作成し、過年度比較等による適正資金残高の把握を行い、手許流動性の確保、維持に努め、流動性リスクの管理をしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金」、「電子記録債権」、「工事未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似すること、「リース債務」については重要性が乏しいため、注記を省略しております。また、「長期未収入金」については回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,975	△24
その他有価証券	264,245	264,245	—
② 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(156,270)	(154,881)	△1,388

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

関連会社株式 949,966 千円

これらについては、上記の「投資有価証券」には含めておりません。

(注2) 満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
投資有価証券						
国債・地方債等	—	10,000	—	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1 年内	1 年超 2 年内	2 年超 3 年内	3 年超 4 年内	4 年超 5 年内	5 年超
長期借入金	34,336	31,956	20,004	20,004	20,004	29,966
合計	34,336	31,956	20,004	20,004	20,004	29,966

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	264,245	—	—	264,245

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	9,975	—	9,975
資産計	—	9,975	—	9,975
長期借入金	—	154,881	—	154,881
負債計	—	154,881	—	154,881

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、地方債等及び社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	切断・穿孔 工事業	ビルメン テナンス 事業	計	
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	19,702	－	19,702	19,702
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	19,402,191	667,951	20,070,143	20,070,143
顧客との契約から生じる収益	19,421,893	667,951	20,089,845	20,089,845
その他収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	19,421,893	667,951	20,089,845	20,089,845

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は下記のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,884,434
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,356,122
契約資産（期首残高）	1,313,905
契約資産（期末残高）	1,233,765
契約負債（期首残高）	62,381
契約負債（期末残高）	67,094

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は62,381千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,798円10銭
1株当たり当期純利益	142円23銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年8月14日開催の取締役会において、会社法第165条第2項及び当社定款第6条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本政策の一環として、株主還元の充実、資本効率の向上及び株主構成の一層の安定化を図るため。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 70万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合6.09%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 10億円（上限） |
| (4) 取得する期間 | 2026年8月17日～2026年12月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取得を予定 |

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

移動平均法による原価法を採用しております。

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	2年～50年
--------	--------

機械及び装置、車両運搬具	5年～17年
--------------	--------

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したとき又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

工事事業に係る収益

切断・穿孔工事をはじめとする工事事業については、総合建設業者、道路建設業者及び設備業者等の民間企業から、主に専門工事業者として、請負契約に基づき切断・穿孔等工事を施工することが履行義務となります。

工事事業に係る収益は、各現場で工事が進行するにつれて履行義務が充足されるものであるため、一定の期間にわたり、履行義務の完全な充足に向けた合理的な進捗度に基づき、収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短い工事については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「受取手形」に含めて表示していました「電子記録債権」は、当事業年度において明瞭性を高めるため、区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,177,259千円
--------------------	-------------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
------------------------	--

短期金銭債権	3,121千円
--------	---------

短期金銭債務	14,071千円
--------	----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	217,242千円
-----	-----------

仕入高	143,905千円
-----	-----------

営業取引以外の取引による取引高	1,963千円
-----------------	---------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	508,247		－		6,634	501,613

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 6,634株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	1,221千円
未払事業税	19,766千円
退職給付引当金	102,130千円
賞与引当金	26,228千円
貸倒引当金	2,955千円
減損損失	10,195千円
その他	20,900千円
繰延税金資産合計	183,399千円

繰延税金負債

その他	△22,577千円
繰延税金負債合計	△22,577千円
繰延税金資産の純額	160,821千円

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「7. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,474円50銭
1株当たり当期純利益	100円12銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。